

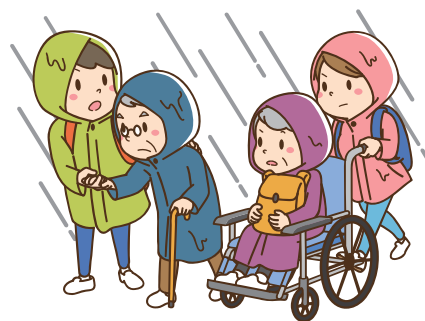
災害時の避難に不安がある人へ

避難行動要支援者避難支援制度

災害のときに、自分だけで避難することが難しい人を支援するため、市では避難行動要支援者名簿を作成しています。

支援が必要な人のうち個人情報の提供に同意を得た人に関しては、民生委員や町会長などの避難支援関係者に名簿を提供し、平常時の見守り活動や防災訓練、個別の避難計画作成などに活用いただいています。

避難に不安のある人は、この制度の活用をご検討ください



対象となる人（要支援者）

- ①在宅で生活する75歳以上の人
- ②要介護認定3・4・5を受けている人
- ③身体障害者手帳1・2級の交付を受けている人
- ④療育手帳の交付を受けている人
- ⑤精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- ⑥世帯全員が65歳以上の世帯
- ⑦その他難病患者など自力での避難が困難な人



名簿提供
同意あり



登録いただいた情報を更新し、 平常時から地域の関係者に提供

【情報提供先】

- (該当町会分) 町会長、民生委員・児童委員
(該当地区分) 地区社会福祉協議会
民生委員児童委員協議会
(市全域分) 七尾警察署
七尾鹿島消防本部

【提供情報】

登録者や地域支援者の氏名、住所、連絡先、地図など

名簿提供
同意なし



災害が発生または発生する おそれがあり、要支援者の 生命や身体保護が必要なとき

災害対策基本法により、

本人の同意なし

で地域の関係者に情報提供

※ただし、緊急連絡先などの情報はなし

避難支援関係者に名簿情報を提供するには同意（登録申請）が必要です。
希望される人は、福祉課または地区の民生委員にお問い合わせください。



注意：避難支援関係者や地域支援者の安全が前提となるため、名簿の登録によって災害時の避難行動の支援が必ず行われることを約束するものではありません。